

東京都三鷹労政事務所の存続に関する意見書

東京都は、多摩地区の労政事務所の見直しを行う中で、本市に設置されている東京都三鷹労政事務所を東京都立川労政事務所と統廃合し、その事務所を国分寺市に移す方向で計画中的である。

三鷹労政事務所の存在は、市内の事業者・勤労者・市民や三鷹市にとっても労働相談などを受ける身近な窓口として大変貴重なものである。

よって、本市議会は、東京都に対し、現在の計画の中に三鷹労政事務所の閉鎖を含めないことを要望する。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 12 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男